

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	在韓被爆者支援事業業務委託	51,186,503	大韓民国ソウル特別市中区小波路145 大韓赤十字社 事務総長 尹 喜洙	大韓赤十字社は、韓国国内で韓国政府から委託を受け、在韓被爆者への支援事業を実施している唯一の機関であり、当機関以外にはこの業務を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号
2	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	在韓被爆者の保健医療の支援に係る業務委託	単価契約 別紙のとおり	大韓民国ソウル特別市中区小波路145 大韓赤十字社 事務総長 尹 喜洙	大韓赤十字社は、韓国国内で韓国政府から委託を受け、在韓被爆者への支援事業を実施している唯一の機関であり、当機関以外にはこの業務を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号
3	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	平成31年度在韓被爆者の医療費等支給算定等業務委託	70,164,565	東京都新宿区新宿1-29-8 一般財団法人 日本公衆衛生協会 理事長 篠崎 英夫	韓国在住の被爆者に対する保健医療費の助成事業は国からの委託事業により長崎県が実施しているが、加えて、H28.1.1より大韓民国に居住地を有する被爆者の法に基づく医療費等についても本県が担うこととなった。 法に基づく医療費等は、申請された医療内容を日本の診療報酬で算定して支給するため、契約相手には、日本国内の診療報酬算定の考え方を理解し算定能力を有するとともに、韓国の医療制度についての理解も求められる。 一般財団法人日本公衆衛生協会は、在外被爆者保健医療助成事業が開始されてからこれまでの15年間、広島県、広島市、長崎市と当該事業の業務委託契約を締結している実績があり、さらに、H26年度から実施された、日本国内の診療報酬算定の考え方を適用した保健医療助成費の上限額を超えた医療費支給についても、本県を含めた4県市すべてが同協会と業務委託契約を締結し、在韓被爆者の医療費算定の業務も行っている。 これまでの実績から、業務の特殊性等を十分理解しており、日本での診療報酬算定を行う能力を有し、業務遂行に対する信頼性が高く、同協会以外にこの事業を適切に実施できる者がいないため。	第167条の2第1項 第2号
4	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	平成31年度被爆者定期健康診断実施等通知事務委託	5,037,010	諫早市多良見町化屋986番地3 公益財団法人長崎県健康事業団 理事長 森崎 正幸	当事業団は、被爆者健康診断を受託する337医療機関の中で、例年、県所管被爆者の8割を超える健康診断の実績があり、委託先で受診した被爆者の受診状況及び未受診者の把握を容易に行なえることに加え、他の医療機関に対して未受診者の確認を行なわなければならないのは2割未満となることから受診勧奨はがきの作成業務を最も効率的に行うことができる。 また、例年多くの市町と特定健診業務委託契約の締結実績があり、各市町が行なう特定健診と被爆者健診の同時実施などの工夫により、会場確保や市町との実施日程の調整を含む最も効率的な被爆者健診実施計画を立案することができる唯一の団体であるため。	第167条の2第1項 第2号
5	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	平成31年度援護システムに係る運用支援業務委託	1,119,648	東京都千代田区丸の内2-7-3 三菱電機株式会社 官システム部長 大日方 潤	援護システムは、厚生労働省、各都道府県、データセンター、サポートセンターをオンラインで結び相互にデータのやり取りを行う仕組みとなっており、データの修正や改修などを効率的に行うため、厚生労働省が契約した相手方を選定するよう明示しているため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	長崎県介護保険等利用被爆者援護事業事務処理要領第2章3に基づく助成金審査支払い業務の委託	単価契約 @ 73.44	長崎市今博多町8番地2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 宮本明雄	厚生労働省健康局総務課長通知により、助成金の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託することと明記されているため。	第167条の2第1項 第2号
7	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	在韓受給権者に対する原爆諸手当支給業務委託	単価契約 @ 1,190.00	大韓民国 江原道原州市革新路50 大韓赤十字社 事務総長 尹 喜洙	大韓赤十字社は、韓国国内で、韓国政府から委託を受け在韓被爆者への支援事業を実施している唯一の団体であり、当該団体以外にはこの業務を実施できる機関がないため。	第167条の2第1項 第2号
8	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	原爆医療費支給申請書審査事務契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 宮本 明雄	厚生労働省健康局総務課長通知により、原爆医療費については、長崎県国民健康保険診療報酬審査委員会の意見を聞くこととなっており、同委員会が、国民健康保険団体連合会に設置されているため。	第167条の2第1項 第2号
9	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	被爆体験者精神影響等調査研究事業に係る医療費の支給に関する審査及び支払事務契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市今博多町8-2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 宮本 明雄	長崎県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づいて設立された公益法人であり、国民健康保険の医療費についての診療報酬明細書を取り扱い、審査・支払い事務を行うことができる県内唯一の機関であるため。	第167条の2第1項 第2号
10	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	原爆被爆者健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	諫早市多良見町化屋986-3 公益財団法人長崎県健康事業団 理事長 森崎正幸	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆者が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、健診実施を応諾した医療機関を契約先としている。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号
11	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	原爆被爆者健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	長崎市茂里町2-41 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会 理事長 三根真理子	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆者が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、健診実施を応諾した医療機関を契約先としている。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号
12	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	原爆被爆者健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	長崎市茂里町3-27 一般社団法人長崎県医師会 会長 森崎正幸	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆者が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、医療機関を包括する団体である県医師会を契約の相手方とする。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号
13	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	原爆被爆者健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	長崎市中川1-8-6 公益財団法人放射線影響研究所 理事長 丹羽太貴	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆者が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、健診実施を応諾した医療機関を契約先としている。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	原爆被爆者健康診断委託	単価契約 別紙のとおり	諫早市多良見町化屋 9 8 6 - 2 日本赤十字社長崎原爆諫早病院 院長 古河隆二	事業の目的を達成するためには、県内各地に居住する被爆者が身近な地域の医療機関で健康診断を受診できるように、より多くの医療機関と契約することが必要であり、健診実施を応諾した医療機関を契約先としている。 また、契約単価は国から示された基準額(定額)であることから競争になじまないため。	第167条の2第1項 第2号
15	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	精神疾患及び合併症に関する診断実施委託契約	単価契約 別紙のとおり	西彼杵郡時津町久留里郷新開 1 4 4 6 サザンクリニック 院長 南 秀雄	被爆体験者精神医療受給者証の交付を受けるためには、精神科医による診断を受ける必要がある。受給者証の対象者は、長崎県下全域に居住しており、それぞれの対象者の身近な地域で診断が受けられなければならない。このため、精神科を標榜する全医療機関を契約の対象として選定している。 委託業務内容が医師による診断であるため、単価については、診療報酬の点数に基づき複数の契約相手方と随意契約により契約を行うため競争になじまない。	第167条の2第1項 第2号
16	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 4月1日	精神疾患及び合併症に関する診断実施委託契約	単価契約 別紙のとおり	諫早市堂崎町 1 2 8 8 医療法人 緑光会 理事長 城谷麻衣子	被爆体験者精神医療受給者証の交付を受けるためには、精神科医による診断を受ける必要がある。受給者証の対象者は、長崎県下全域に居住しており、それぞれの対象者の身近な地域で診断が受けられなければならない。このため、精神科を標榜する全医療機関を契約の対象として選定している。 委託業務内容が医師による診断であるため、単価については、診療報酬の点数に基づき複数の契約相手方と随意契約により契約を行うため競争になじまない。	第167条の2第1項 第2号
17	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 7月4日	医師等派遣事業及び受入医師研修事業業務委託	2,450,000	長崎市尾上町 3 - 1 長崎・ヒバクシャ医療国際協 力会 会長 森崎正幸	受託団体は、平成4年に被爆者医療における国際貢献を目的として、被爆者医療の専門病院、大学、研究機関、医師会等で組織され、海外医師の研修受入及び海外への医師派遣等について、事務局を中心に各構成機関の連携がなされており、業務を円滑に推進できる県内唯一の団体であるため。	第167条の2第1項 第2号
18	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2019年 11月18日	援護システムハードウェア機器及びシステム導入作業	2,022,240	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式 会社 代表取締役 瀧口 晴樹	本業務については、当初、一般競争入札による契約を行うものとして、競争入札等の公告を2回行ったが、2回とも入札参加資格申請書の提出がなかったため、随意契約を行った。	第167条の2第1項 第8号
19	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2020年 3月24日	長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所事業委託契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市三ツ山町 1 3 9 - 2 社会福祉法人 純心聖母会 理事長 松崎ヒロ子	当該事業については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条及び昭和63年12月13日健医発第1414号「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」に基づき行うものであるが、県内では当該事業に該当する施設が特定されているため。	第167条の2第1項 第2号
20	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2020年 3月24日	長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所事業委託契約	単価契約 別紙のとおり	西海市西彼町上岳郷 1 6 6 3 - 1 公益財団法人 被爆者福祉会 理事長 深堀 龍三	当該事業については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条及び昭和63年12月13日健医発第1414号「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」に基づき行うものであるが、県内では当該事業に該当する施設が特定されているため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	福祉保健部	原爆被爆者援護課	2020年 3月24日	長崎県原子爆弾被爆者養護ホームショートステイ事業委託契約	単価契約 別紙のとおり	西海市西彼町上岳郷1663-1 公益財団法人 被爆者福祉会 理事長 深堀 龍三	当該事業については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第38条及び平成5年7月15日健発第766号「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」に基づき行つものであるが、県内では当該事業に該当する施設が特定されているため。	第167条の2第1項 第2号
22	福祉保健部	医療人材対策室	2019年 4月1日	長崎県ナースセンター事業	16,262,000	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	長崎県看護協会は、平成4年12月17日、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条第1項による「長崎県ナースセンター」(都道府県に1カ所の指定)として指定を受けており、県内看護職員の実態把握と看護について情報を提供できる唯一の団体であるため。	第167条の2第1項 第2号
23	福祉保健部	医療人材対策室	2019年 4月1日	プラチナナース活躍推進事業委託	5,854,000	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	本事業の実施には、看護業務や医療機関等の情報に精通している必要があり、ながさき看護キャリア支援センターや長崎県ナースセンターとの連携も必要ことから、契約の相手方は長崎県看護協会に特定されるため。	第167条の2第1項 第2号
24	福祉保健部	医療人材対策室	2019年 4月1日	平成31年度医療におけるワークライフバランスセンター事業	5,365,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人 長崎大学 学長 河野 茂	事業内容を実施できる専任医師を配置している医療機関は、県内1箇所、長崎大学病院メディカル・ワークライフバランスセンターのみであり、他の機関へ業務委託は望めないため。	第167条の2第1項 第2号
25	福祉保健部	医療政策課	2019年 4月1日	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業委託	1,200,000	諫早市永昌町23番6号 公益財団法人 長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	医療的ケア児の在宅療養に対応する訪問看護ステーションや看護師が福祉施設等と協働する体制を構築するためには、県内に勤務している看護師や助産師等の多くが加入している県内最大の公益団体である長崎県看護協会以外考えられないため。	第167条の2第1項 第2号
26	福祉保健部	医療政策課	2019年 4月1日	平成31年度感染症発生動向調査事業に係る委託契約	3,069,280	長崎市茂里町3-27 一般社団法人 長崎県医師会 会長 森崎 正幸	本事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、法という)に規定される五類感染症(定点把握対象)の県内における発生状況及び原因病原体を調査するものである。調査先となる県内の医療機関については、国が定める選定基準に基づいて選定している。本事業の調査結果を県民や医療従事者等に広く提供することで、感染症の予防やまん延防止を図るものである。 本調査の実施にあたっては、選定された医療機関の全面的な協力を得ることはもとより、各地域の医師会や保健所との密接な連携体制を整えることが重要となる。このような状況下で本事業を的確に実施できるのは、一般社団法人長崎県医師会を置いてほかにない。その理由は、当該医師会が感染症対策に積極的に取り組んでおり、県下全域の医療機関情報を十分に熟知し、医療機関の適切な選定や調整ができる唯一の委託先であると判断したことである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	福祉保健部	医療政策課	2019年 4月1日	肝疾患診療地域連携体制強化事業	11,124,000	大村市久原2丁目1001-1 独立行政法人 国立病院機構 長崎医療センター 院長 江崎宏典	肝疾患診療連携拠点病院は、地域の医療機関における肝炎を中心とする肝疾患診療の向上及び均てん化を図るため、都道府県において原則1ヶ所選定することになっている。また、患者及び家族に対する相談支援、医療従事者や地域住民を対象とする研修会の開催、肝疾患診療に係る医療情報の提供等の役割を担っている。 本県は、平成19年に長崎医療センターを肝疾患診療連携拠点病院に指定し、肝疾患診療連携拠点病院を中心に肝疾患専門医療機関とかかりつけ医との連携体制を構築している。 肝疾患診療地域連携体制強化事業は、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターに肝疾患相談センターを設置し、患者や家族等からの病気及び治療等の相談に対し情報提供や生活指導等を行う相談支援業務及び長崎医療センターが肝炎ウイルス検査等の肝炎対策事業を実施している保健所や市町へ技術支援を行う業務である。 国の要綱において、肝疾患診療連携拠点病院で実施する事業となっているため、本県唯一の肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センター以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
28	福祉保健部	医療政策課	2019年 4月1日	長崎県がん登録・評価事業	8,528,000	長崎市中川1丁目8番6号 公益財団法人 放射線影響研究所 理事長 丹羽 太貴	放射線影響研究所は、被爆者の調査を長年継続して実施している。本県のがん登録についても、事業開始以来実施しており大量の個人データを厳重に保管し、情報収集・分析について高い能力を有している。長崎県のがん登録データは、国際がん統計データとしても使用されるほど高い精度を維持しているが、そのためには放射線影響研究所の保管する個人データが不可欠であり、また平成28年1月より開始された全国がん登録制度へ長崎県の地域がん登録を円滑に移行させる必要があるため。	第167条の2第1項 第2号
29	福祉保健部	医療政策課	2019年 4月1日	平成31年度ながさき地域医療人材支援センター業務等委託	74,622,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学 学長 河野 茂	ながさき地域医療人材支援センター事業は、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行うことにより、医師の地域偏在を解消し、地域医療の安定的な確保を図ること、及び県内離島・へき地にある診療所への医師の派遣や斡旋、及び勤務する医師の指導や相談対応を行うものである。 本事業は、これらに対応するための地域医療及び離島・へき地医療の知識と技術並びに医師が必要であること、また、当該センター事業のうち医師のキャリア形成支援において、専門医習得に関するコーディネート機能やキャリアパスの支援、かつ長崎大学医学部地域枠の学生に対する地域医療に関する教育や指導・相談に対応するには、専門性の高い医療に関する知識と技術を有し、かつ多くの専門医師(指導医師)を有することが必要であり、競争入札に適さないため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	福祉保健部	医療政策課	2019年 6月3日	質の高い看護師育成支援事業(がん看護)の実務研修	1,444,000	長崎市坂本1丁目7-1 国立大学法人長崎大学 学長 河野 茂	長崎大学病院は、都道府県がん診療連携拠点病院として国の指定を受けており、県のがん診療の中核医療機関と位置づけられている。 これまでがん診療を行う医療機関に対し指導・助言を行うと共に、がんに関する研究、県内医療機関従事者(医師・看護師等)研修を行うなど、県内のがん医療機関の中心的な役割を担っている。 県内全域のがん診療・看護等の現状、課題について十分な情報を有し、県内全域の看護師を対象とした研修を中心に行えるのは長崎大学病院以外になく、随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
31	福祉保健部	医療政策課	2019年 10月1日	長崎県緩和ケア研修事業委託	1,320,000	長崎県長崎市茂里町3-27 一般社団法人 長崎県医師会 会長 森崎 正幸	本事業の委託先については、がん治療に対する高度な知識を有し、地域医療機関や郡医師会等との連携をスムーズに図ることができる団体である必要がある。なおかつ、県内全域で継続的に研修会を開催する必要性及び研修終了後のがん対策(緩和ケア)事業の継続性というフォローアップの面を考慮すると長崎県医師会が最適であるため。	第167条の2第1項 第2号
32	福祉保健部	福祉保健課	2019年 4月1日	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス利用契約	1,425,600	福岡県福岡市博多区博多駅南 2-1-9 富士通エフ・アイ・ピー株式会社九州支社 支社長 桐原 一広	当サービスは、富士通エフ・アイ・ピー株式会社が全国で唯一提供しているサービスであり、同様のサービスは他に存在しないため同社と随意契約をするものである。	第167条の2第1項 第2号
33	福祉保健部	福祉保健課	2019年 11月21日	令和元年度長崎県民生委員児童委員長・リーダー研修事業委託	1,148,000	長崎市茂里町3番24号 長崎県民生委員児童委員協議会 会長 松藤 嘉嗣	本事業は、各市町民生委員・児童委員協議会の会長、及び副会長・部会長のリーダーを対象とした研修事業の委託である。実施にあたっては、民生委員活動に関する十分な知識と、県内各地の活動の状況等を十分に把握していること及び県内各市町民児協と十分な連携をとれることが必要である。地域福祉のニーズが多様化しており、それに対する民生委員の役割も大きくなっている中で、社会状況の変化に応じて研修内容の見直しを行っており、各市町民生委員・児童委員協議会が求める研修の企画、構成、アンケートの集計等、本事業を効率的・効果的に実施できるのは長崎県民生委員・児童委員協議会の他にない。	第167条の2第1項 第2号
34	福祉保健部	福祉保健課	2020年 3月9日	生活保護電算システム改修業務委託(進学準備給付金制度創設に伴うもの等・ソフトウェア)	2,068,000	秋田県秋田市南通築地15番 32号 北日本コンピューターサービス株式会社 代表取締役 江畑 佳明	システムのプログラムは同社が著作権を有しているため、改修作業は同社に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
35	福祉保健部	福祉保健課	2020年 3月30日	生活保護電算システム業務支援委託(ソフトウェア)	2,227,500	秋田県秋田市南通築地15番 32号 北日本コンピューターサービス株式会社 代表取締役 江畑 佳明	システムのプログラムは同社が著作権を有しているため、改修作業は同社に限定されるため。また、委託保護費支出事務の遅延は許されず、適正かつ迅速な対応をとることができるのはシステムを熟知した同社に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	福祉保健部	障害福祉課	2019年 4月1日	知的障害者スポーツ大会開催事業委託	2,057,143	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会 会長 竹内 隆伯	当該業務は、知的障害者スポーツ大会を開催する業務であり、長崎県手をつなぐ育成会は、県内全域の知的障害者の家族で組織された唯一の団体であり、障害特性に精通しており、適正かつ迅速な事務ができるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
37	福祉保健部	障害福祉課	2019年 4月1日	長崎県障害者スポーツ大会開催事業委託	6,679,402	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県障害者スポーツ協会 会長 土岐 達志	当該業務は、長崎県障害者スポーツ大会を開催する業務であり、長崎県障害者スポーツ協会は、県内全域の障害者スポーツを所管する唯一の団体であり、障害者スポーツ施策に精通し、適正かつ迅速な事務ができるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
38	福祉保健部	障害福祉課	2019年 4月1日	全国障害者スポーツ大会選手団強化練習及び派遣事業委託	19,571,396	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県障害者スポーツ協会 会長 土岐 達志	当該業務は、第19回全国障害者スポーツ大会の選手団強化練習及び派遣事業を行うものであり、委託先である長崎県障害者スポーツ協会は、県内全域の障害者スポーツを所管する唯一の団体であり、障害者スポーツ施策に精通し、適正かつ迅速な事務ができるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
39	福祉保健部	障害福祉課	2019年 4月1日	東京パラリンピック等アスリート特別強化事業委託	2,350,000	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県障害者スポーツ協会 会長 土岐 達志	当該業務は、東京2020パラリンピック等に向けて出場が期待される本県在住の選手が、国内外の各種大会に出場するために必要な遠征費等に対して支援を行うものであり、県障害者スポーツ協会は、県内全域の障害者スポーツを所管する唯一の団体であり、障害者スポーツ施策に精通し、適正かつ迅速な事務ができるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
40	福祉保健部	障害福祉課	2019年 4月1日	障害者スポーツ普及・活性化事業委託	815,324	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県障害者スポーツ協会 会長 土岐 達志	当該業務は、県内の障害者スポーツの推進のため、スポーツレクレーション教室や競技力向上支援等を行う業務であり、長崎県障害者スポーツ協会は、県内全域の障害者スポーツを所管する唯一の団体であり、障害者スポーツ施策に精通し、適正かつ迅速な事務ができるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
41	福祉保健部	西彼福祉事務所	2020年 3月25日	生活困窮者等就労準備支援事業業務委託	2,806,100	西彼杵郡長与町嬉里郷431番地1 社会福祉法人 長与町社会福祉協議会 会長 黒田義和	令和2年3月24日に当該契約に係る入札を行ったが、第3回入札まで超過した。その後入札執行者の判断により、最低入札者に対し随意契約による見積書提出の意思を確認したところ、見積書提出の意向がなされたので見積書提出を行った。その結果見積決定となったため。	第167条の2第1項 第8号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
42	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	平成31年度認知症疾患医療センター運営事業 (基幹型)	8,000,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人 長崎大学 学長 河野 茂	認知症疾患医療センターの事業内容・目的としては、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることである。 さらに、基幹型においては、身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な態勢が確保されていることが必要であり、救急救命センター等を有するなど、身体合併症に係る三次救急医療又は二次救急医療について、地域の中核としての機能を有することが必要である。 上記条件を満たす病院としては長崎大学病院以外にないことから、平成24年3月1日に、認知症疾患医療センター(基幹型)として長崎県の指定を受けており、当該事業委託先として、長崎大学病院の運営法人である国立大学法人長崎大学以外にないため。	第167条の2第1項 第2号
43	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	平成31年度長崎県認知症サポートセンター事業	8,562,300	長崎市茂里町3番24号 公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団 理事長 横田 修一郎	認知症サポートセンターは、認知症高齢者等の支援者向け研修や、若年性認知症の方やその家族に対する相談支援等、地域における認知症支援体制づくりの支援等を一体的に実施している。長崎県すこやか長寿財団は、H10年度から介護実習・普及センター事業を実施しており、認知症介護実践研修をはじめとする高齢者介護の実習実績があるほか、H30年度からは介護実習・普及センター事業に替わり、認知症支援に特化した事業を実施するため、専従の職員を複数配置し、継続的・安定的支援を行っている。また、同財団がある同じ建物内には「認知症のひとと家族の会長崎県支部」もあるため、認知症の方や介護者を支援する同会と連携した取組ができる環境にある。以上の実績、組織体制から、本事業を一体的に実施できるのは同財団に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
44	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	長崎県福祉人材センター運営事業委託	17,297,501	長崎市茂里町3番24号 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 出口 啓二郎	社会福祉法第93条第1項により、県福祉人材センターの指定については、「社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人」であり、福祉人材センターの業務(社会福祉事業に関する啓発活動、社会福祉事業従事者研修、社会事業に従事しようとする者に対する就業の援助)を適正かつ確実に行うことができる社会福祉法人を指定することとなっている。 指定の要件である、「社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人」について、国は都道府県社会福祉協議会を想定しており、本県もH5年に指定を行っていることから、本事業を実施できるのは長崎県社会福祉協議会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。



番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
45	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	長崎県介護人材確保対策事業委託	39,533,797	長崎市茂里町3番24号 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 出口 啓二郎	マッチング機能強化事業等の本事業の主なメニューについては、社会福祉法第94条に規定する都道府県福祉人材センターの業務(社会福祉事業に関する啓発活動や従事者の確保等)に合致するものであるため、これらの業務を一体的に行うことで、事業効果の促進を図ることが可能である。本県では、H5年に長崎県社会福祉協議会を都道府県福祉人材センターとして指定しているため。	第167条の2第1項 第2号
46	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	長崎県歯科医師認知症対応力向上研修事業	1,408,611	長崎市茂里町3番19号 一般社団法人 長崎県歯科医師会 会長 宮口 巖	歯科医師を対象とした研修事業であり、歯科診療の専門的な知識と講師(歯科医師)の確保や研修内容の調整・設定など、研修等を実施するにあたって、歯科医師や都市歯科医師会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの歯科医師が加入する長崎県歯科医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
47	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業	3,302,750	長崎市鳴見台2丁目15番8号 特定非営利活動法人 ナガサキリハビリテーションネットワーク 理事長 松坂 誠應	本事業の実施主体となる「長崎県地域リハビリテーション支援センター」として、県がH28～32年度の5年間の指定を同機関に対して行っているため。	第167条の2第1項 第2号
48	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	長崎地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,364,611	長崎市鳴見台2丁目15番8号 特定非営利活動法人 ナガサキリハビリテーションネットワーク 理事長 松坂 誠應	平成31年度の長崎圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、ナガサキリハビリテーションネットワーク1箇所から申請があり、長崎地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
49	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	県央地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,364,611	大村市本町458番地2 一般社団法人大村市医師会 会長 朝長 昭光	平成31年度の県央圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、一般社団法人大村市医師会1箇所から申請があり、県央地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
50	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	県南地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,364,611	南島原市深江町丁2405 医療法人栄和会 泉川病院 理事長 泉川 卓也	平成31年度の県南圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、医療法人栄和会泉川病院1箇所から申請があり、県南地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
51	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	県北地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,364,611	平戸市草積町1125番地12 国民健康保険平戸市民病院 平戸市民病院事業管理者 池田 柗一	平成31年度の県北圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、国民健康保険平戸市民病院1箇所から申請があり、県北地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	佐世保地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,364,611	佐世保市山手町855-1 社会医療法人財団白十字会 耀光リハビリテーション病院 院長 柴田 隆一郎	平成31年度の佐世保圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、社会医療法人財団白十字会耀光リハビリテーション病院1箇所から申請があり、佐世保地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
53	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	五島地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,170,787	五島市吉久木町205番地 長崎県五島中央病院 院長 村瀬 邦彦	平成31年度の五島圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、長崎県病院企業団長崎県五島中央病院1箇所から申請があり、五島地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
54	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	上五島地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,170,787	南松浦郡新上五島町青方郷1 549番地11 長崎県上五島病院 院長 神田 聡	平成31年度の上五島圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、長崎県病院企業団長崎県上五島病院1箇所から申請があり、上五島地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
55	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	壱岐地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,170,787	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3 社会医療法人玄州会 光武内 科循環器科病院 理事長 光武 新人	平成31年度の壱岐圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、社会医療法人玄州会 光武内科循環器科病院1箇所から申請があり、壱岐地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号
56	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	対馬地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,170,787	対馬市美津島町&#3862 2;知乙1168番7 長崎県対馬病院 院長 八坂 貴宏	平成31年度の対馬圏域における地域リハビリテーション広域支援センターの指定については、長崎県病院企業団長崎県対馬病院1箇所から申請があり、対馬地域リハビリテーション連絡協議会にて指定推薦について承認され、長崎県地域リハビリテーション推進部会においても同機関を指定することで承認されたため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
57	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月1日	長崎県訪問看護サポートセンター事業	9,580,000	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人 長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	本事業は、本事業は、訪問看護師の相談窓口を設置し、訪問看護師の働きやすい環境を整備するとともに、体系的に整備された研修の実施による訪問看護師の育成・質の向上や訪問看護の現状と課題の把握を通じて、訪問看護の提供体制の充実を図り、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。 事業の実施にあたり、訪問看護事業所で働く訪問看護師や管理者を対象とした研修や相談等により、訪問看護の提供体制を充実するための事業であり、訪問看護に関する専門的な知識と研修内容の企画調整など、訪問看護や訪問看護事業所に働く訪問看護師等の実情を理解し、相談対応や研修の企画調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの訪問看護師を含む看護師が加入する長崎県看護協会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
58	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月3日	平成31年度地域支え合い等推進事業	2,219,280	長崎市茂里町3-24 公益財団法人長崎県老人クラブ連合会 会長 島中 英安	地域の支え合い活動を推進するため、老人クラブの活動の底上げ・向上を図るための研修であり、県内老人クラブの状況を把握するとともに、活動を誘導していくなど団体内での調整能力が求められることから、県老人クラブ連合会に限られるため。	第167条の2第1項 第2号
59	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月10日	平成31年度介護人材確保対策地域連携支援事業委託	8,414,600	長崎市茂里町3番24号 一般社団法人 長崎県介護福祉士会 会長 有村 俊男	本事業で実施する地域連絡協議会の運営や、資質向上及び定着促進のための研修については、事業所間調整やコーディネーターを行う必要があることから、本事業を効率的かつ効果的に実施できるのは、県内各地に会員や支部を有し、各圏域において、コーディネーター配置や研修講師の選定・対応が容易に可能で、かつ類似事業での実績もあり、本事業の遂行に必要な専門性やノウハウを有している長崎県介護福祉士会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
60	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月19日	長崎県薬剤師認知症対応力向上研修事業	1,887,314	長崎市茂里町3番18号 一般社団法人 長崎県薬剤師会 会長 田代 浩幸	薬剤師を対象とした研修事業であり、薬に関する専門的な知識と講師（薬剤師）の確保や研修内容の調整・設定など、研修等を実施するにあたって、薬剤師や郡市の薬剤師会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの薬剤師が加入する長崎県薬剤師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
61	福祉保健部	長寿社会課	2019年 4月25日	長崎県看護職員認知症対応力向上研修事業	2,187,480	諫早市永昌町23番6号 公益社団法人 長崎県看護協会 会長 西村 伊知恵	看護師を対象とした研修事業であり、看護に関する専門的な知識と講師（看護師等）の確保や研修内容の調整・設定など、研修等を実施するにあたって、看護師や地域の看護協会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの看護師が加入する長崎県看護協会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：福祉保健部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
62	福祉保健部	長寿社会課	2019年 5月8日	経営・労働環境改善支援事業等委託	16,596,000	長崎市桶屋町50番1号 長崎県社会保険労務士会 会長 小林 義人	本事業は、県内8圏域に経営・労働環境改善に精通したアドバイザーを配置し、セミナー開催や経営改善に向けたコンサルティングを実施するとともに、介護職員等処遇改善加算の取得のための賃金規程の整備やキャリアパス構築等への指導・助言を行うものであるため、当該事業を効率的かつ効果的に運営できるのは、労働環境の整備に関する専門性に加え、県下全域に会員や支部を持つ長崎県社会保険労務士会に限られるため。	第167条の2第1項 第2号
63	福祉保健部	長寿社会課	2019年 5月10日	令和元年度長崎県成年後見推進支援事業	1,702,799	長崎市茂里町3-24長崎県 総合福祉センター県棟5階 一般社団法人長崎県社会福祉 士会 会長 小川 睦	本事業は、成年後見制度に係る人材育成や制度利用の推進であり、事業の目的を達成するためには、制度に関する知見、数多くの成年後見等受任の実績及び障害者等の相談や援助といった福祉に対する専門性を有し、かつ同会を運営する「権利擁護センターばあとなあ」において、後見人の養成を行っているなど、人材育成でも実績のある同会に委託先は限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
64	福祉保健部	長寿社会課	2019年 6月13日	長崎県介護支援専門員実務研修受講試験試験問題作成等事務委託	1,578,600	東京都渋谷区渋谷1丁目5番 6号 SEMPOSビル 公益財団法人社会福祉振興・ 試験センター 理事長 根本 嘉昭	都道府県知事は厚生労働大臣の登録を受けた法人に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち、試験問題作成事務を行わせることができる。(介護保険法第69条11)。試験問題作成事務を行うことができるのは、厚生労働大臣の登録を受けた「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」であることから、契約の相手方は特定される。	第167条の2第1項 第2号
65	福祉保健部	長寿社会課	2019年 6月28日	令和元年度長寿祝品調達等業務委託	6,850,074	長崎市大黒町3番1号 一般社団法人 長崎県物産振 興協会 会長 黒田 隆雄	本契約は、年度内に百歳を迎える高齢者に対して、長寿のお祝いを行うとともに、県産品の良さを知ってもらうため、県産品のカタログギフトを配布するにあたり、掲載品の選定、カタログのデザイン・印刷、問い合わせへの対応、発送までを行うものである。長崎県産品のみを掲載したカタログギフトを配布するにあたり、県内各地から食料品、工芸品等様々な掲載品を選定、取り扱いを行い、商品への問い合わせ等に対応できるのは、多くの県内事業者を会員に持ち、県産品に精通している(一社)長崎県物産振興協会に限られるため	第167条の2第1項 第2号
66	福祉保健部	長寿社会課	2019年 7月22日	令和元年度元気高齢者の活躍促進事業(啓発・表彰事業)に関する業務委託	2,271,072	長崎市茂里町3番24号 公益財団法人長崎県すこやか 長寿財団 理事長 横田 修一郎	すこやか長寿財団は、県内全域を対象として、高齢化に特化した生きがい・健康づくり、社会活動の振興に取り組む唯一の団体であり、当該業務は、財団事業である人材育成事業や地域課題の解決に高齢者の力を活かす取組と一体的に取り組むことで、他者よりも効率的・効果的な事業実施が可能となることから、長崎県すこやか長寿財団に委託先が限られるため。	第167条の2第1項 第2号
67	福祉保健部	長寿社会課	2019年 9月3日	令和元年度「長崎県認知症サポート医等」及び「かかりつけ医認知症対応力向上」フォローアップ研修事業	2,013,612	長崎市茂里町3番27号 一般社団法人 長崎県医師会 会長 蒔本 恭	医師を対象とした研修事業であり、医療の専門的な知識と講師(医師)の確保、業務形態を考慮した研修日程の調整・設定など、研修等を実施するにあたっては、医師や郡市医師会の事情に精通し、調整を行う能力が必要とされることから、本事業を実施できるのは、多くの医師が加入する長崎県医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
68	福祉保健部	長寿社会課	2019年 11月1日	介護保険指定事業者等管理システムデータ移行 等業務委託	2,049,300	佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木 1427番地7 株式会社 佐賀電算センター 代表取締役 宮地 大治	当該システムは、介護保険事業所の指定状況（新規、更新、変更等）や事業所等実地指導結果等各種情報を管理しており、それらの情報は介護報酬請求審査における基礎データとなるため、長崎県国民健康保険団体連合会に対し、定期的に情報提供（データ連携）を行っている。 システムのソースプログラムについては、㈱佐賀電算センターにより構築されたものであり、当該業者が著作権として保有しており、他の業者へ開示することは出来ない。また、システムに不具合が生じた際は早急な対応が求められるため、システム詳細部について構築した業者でなければ対応が不可能と判断されるため。	第167条の2第1項 第2号
69	福祉保健部	長寿社会課	2020年 1月9日	令和元年度主治医研修委託	1,183,000	長崎市茂里町3-27 一般社団法人 長崎県医師会 会長 森崎 正幸	「主治医研修」は、介護保険制度における要介護認定の際の重要な書類である主治医意見書を作成する医師を対象とした研修である。 医療の専門的な知識と介護保険制度に関する知識を兼ね備えた講師（医師）の確保、業務形態を考慮した研修日程の調整・設定など、研修を実施するにあたっては、医師や市郡医師会の事情に精通し、調整能力を有していることが必要となる。 このため、委託先は、多くの医師が加入する「一般社団法人 長崎県医師会」に特定されるため。	第167条の2第1項 第2号
70	福祉保健部	長寿社会課	2020年 3月27日	令和2年度認知症疾患医療センター運営事業（ 基幹型）	8,000,000	長崎市文教町1番14号 国立大学法人 長崎大学 学長 河野 茂	認知症疾患医療センターの事業内容・目的は、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることである。 さらに、基幹型認知症疾患医療センターにおいては、身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な体制が確保されていることが必要であり、救急救命センター等を有するなど、身体合併症に係る三次救急医療又は二次救急医療について、地域の中核としての機能を有することが必要である。 上記条件を満たす病院としては長崎大学病院以外にないことから、平成24年3月1日付けで国立大学法人長崎大学を基幹型認知症疾患医療センターに指定している。 以上のことから、本事業の委託先は長崎大学病院の運営法人である国立大学法人長崎大学以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
71	福祉保健部	国保・健康増進課	2019年 4月1日	長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業	1,585,000	長崎市茂里町3-19 一般社団法人長崎県歯科医師会 会長 宮口 巖	長崎県フッ化物洗口事業において、フッ化物洗口を県内各施設で実施するにあたっては、歯科医師としての洗口指導や安全管理に加え、事業を行う上での歯科医学判断、保護者等の対象集団への専門的見地からの説明などが必要であり、当該業務を実施できるのは多くの対象施設の囑託歯科医師を抱えている長崎県歯科医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
72	福祉保健部	国保・健康増進課	2019年 4月1日	テレビ「週間 健康マガジン」放送業務	5,490,000	長崎市茂里町3-27 一般社団法人 長崎県医師会 会長 森崎 正幸	本事業により作成・放映するテレビ番組は、医療や健康づくりに関して幅広いテーマを取り上げ、それぞれのテーマに精通した医師が出演して解説する内容となっている。 テーマの選定、内容の構成には専門的知識を要し、また、当該テーマに適した出演者の選定・調整についても、県内の医療機関・医療関係者等について広範な情報を把握し、調整する機能を有することが望ましい。  長崎県医師会は、県内で唯一、県内全域のほとんどの医師を会員としている団体であり、本事業を実施する専門的知識等を有するものであるため。	第167条の2第1項 第2号
73	福祉保健部	国保・健康増進課	2019年 4月1日	平成31年度公費負担医療に関する審査支払に係る契約	単価契約 @ 94.00	長崎市今博多町8番地2 長崎県国民健康保険団体連合会 理事長 宮本 明雄	当団体は、公費負担医療に関する費用の審査及び支払について、厚生労働省が定める「国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則例」等に基づき設定されているため。	第167条の2第1項 第2号
74	福祉保健部	国保・健康増進課	2019年 4月1日	平成31年度公費負担医療に関する審査支払に係る契約	単価契約 別紙のとおり	長崎市光町3-15 社会保険診療報酬支払基金長崎支部 支部長 黒島 健作	当団体は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療費の支給に係る診療(調剤)報酬の審査及び支払に関する事務について、社会保険関係分の同事務を行う唯一の機関であるため。	第167条の2第1項 第2号
75	福祉保健部	国保・健康増進課	2019年 4月1日	平成31年度長崎県難病難病支援ネットワークの委託	7,479,000	長崎市坂本1丁目7番1号 長崎県難病医療連絡協議会 会長 松尾 秀徳	当団体は、国の難病特別対策推進事業実施要綱に規定されている「難病医療提供体制整備事業」を実施するため、県と県内の主な医療機関とで協議し、平成13年に設置された協議会で、事業を実施するための難病医療コーディネーターを雇用している唯一の団体であり、当該団体以外には委託不可能であるため。	第167条の2第1項 第2号
76	福祉保健部	国保・健康増進課	2019年 8月19日	令和元年度長崎県臓器移植対策事業(臓器移植連絡調整・普及啓発)業務委託	1,101,000	諫早市多良見町化屋986-3 公益財団法人長崎県健康事業団 理事長 森崎 正幸	当財団には、厚生労働省の「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」に基づき、本県が設置した臓器移植コーディネーターが常勤している唯一の団体であり、他に当該事業を実施できる団体がいないため。	第167条の2第1項 第2号
77	福祉保健部	国保・健康増進課	2019年 11月28日	「ひさやま元気予報」クラウドサービス業務	7,920,000	東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号 DeSCヘルスケア株式会社 代表取締役社長 三宅 邦明	発症リスクの予測やシミュレーションの予測には久山町と九州大学が50年以上にわたり行っている。  久山町研究(生活習慣病の疫学調査)で得られた成果を用いたシステムを利用するには、久山町と九州大学、株式会社DeSCヘルスケアが共同開発した「ひさやま元気予報」のみであり、「ひさやま元気予報」に関するシステム(プログラム等)の知的財産権を有する同社以外になく、入札には適さない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
78	福祉保健部	国保・健康増進課	2020年 1月21日	難病システムプログラム改修業務委託	1,003,200	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式 会社 代表取締役 浜口 晴樹	本業務は、難病システムで既に実装している住民票及び課税情報のマイナンバー情報連携機能への医療保険加入情報の追加に伴う改修であり、システムの著作権を保有している同一業者（開発者：扇精光ソリューションズ）により実施する必要があるため。	第167条の2第1項 第2号
79	福祉保健部	国保・健康増進課	2020年 3月31日	障害者歯科診療および休日歯科診療事業委託	18,430,000	長崎市長崎市茂里町3-19 一般社団法人長崎県歯科医師 会 会長 宮口 巖	本事業は、一般の歯科診療施設で治療が困難な障害者等の医療体制の確保及び休日における救急歯科診療の確保を目的としており、このために必要な診療行為を伴う技術や設備を有し、離島等を巡回して診療を行うための人員を確保できるのは、長崎県口腔保健センター（歯科診療所）を備える長崎県歯科医師会に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
80	福祉保健部	東彼・北松福祉事務所	2019年 4月1日	公用車駐車場借上	1,399,680	福岡県福岡市博多区上川端町 13-8 株式会社N T T 西日本アセッ ト・プランニング 九州支店長 大橋 宗純	生活保護等の調査及び家庭訪問などのため公用車5台を所有しているが、庁舎敷地に駐車場がないため、民間の駐車場を借り上げる必要がある。近隣で公用車の管理運営に適した月極駐車場が他にないため、当該駐車場を所有している株式会社N T T 西日本アセット・プランニングに限定される。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日 契約の名称:在韓被爆者の保健医療の支援に係る業務委託

医療費助成	502,564,404
事務費	単価契約 2,160/件 510/件



別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日 契約の名称:原爆医療費支給申請書審査事務委託

単価契約	一般医療分 94 円/件
	介護給付費分 95 円/件

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日

契約の名称:被爆体験者精神影響等調査研究事業に係る医療費の支給に関する審査及び支払事務契約

単価契約	94 円/件
------	--------

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日  
契約の名称:原爆被爆者健康診断委託

単価契約	一般検査 5,400 ~ 7,970 円
	がん検査 1,814 ~ 54,345 円
	精密検査 6,900 円

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日  
契約の名称:原爆被爆者健康診断委託

単価契約	一般検査 5,400 ~ 7,970円
	がん検査 1,814 ~ 54,345円
	精密検査 6,900円

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日  
契約の名称:原爆被爆者健康診断委託

単価契約	一般検査 5,400 ~ 7,970 円
	がん検査 1,814 ~ 54,345 円
	精密検査 6,900 円

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日  
契約の名称:原爆被爆者健康診断委託

単価契約	一般検査 5,400 ~ 7,970 円
	がん検査 1,814 ~ 54,345 円
	精密検査 6,900 円

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日  
契約の名称:原爆被爆者健康診断委託

単価契約	一般検査 5,400 ~ 7,970円
	がん検査 1,814 ~ 54,345円
	精密検査 6,900円

別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日  
契約の名称:精神疾患及び合併症に関する診断実施委託契約

単価契約	新規	5,620円/件
	更新	3,620円/件
	追加疾患	3,620円/件
	訪問診断	7,200円/件



別紙 部局名:原爆被爆者援護課 契約日:平成 31 年 4 月 1 日  
契約の名称:精神疾患及び合併症に関する診断実施委託契約

単価契約	新規	5,620円/件
	更新	3,620円/件
	追加疾患	3,620円/件
	訪問診断	7,200円/件

社会福祉法人 純心聖母会

(R2.3.24時点)

項目	単価	備考
(一般養護)		
事務費	145,150円/人	
一般生活費	55,440円/人	
一般生活費 (冬季加算)	2,090円/人	11月～3月
期末加算	4,460円/人	1回/年 (1日在籍者)
病弱者加算	4,340円/人	
介護保険料加算	3,000円/人	実費額を上限とする
被福費加算	940円/人	1回/4月 (1日在籍者)
(特別養護)		
事務費	220,239円/人	
一般生活費	56,370円/人	
一般生活費 (冬季加算)	2,090円/人	11月～3月
期末加算	4,460円/人	1回/年 (1日在籍者)
介護保険料加算	3,000円/人	実費額を上限とする
被福費加算	940円/人	1回/4月 (1日在籍者)

別紙 福祉保健部原爆被爆者援護課 契約日：令和2年3月24日 契約の名称：長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所事業委託契約

公益財団法人 被爆者福祉会

(R2.3.24時点)

項目	単価	備考
(特別養護)		
事務費	259,303円/人	
一般生活費	56,370円/人	
一般生活費 (冬季加算)	2,090円/人	11月～3月
期末加算	4,460円/人	1回/年 (1日在籍者)
介護保険料加算	3,000円/人	実費額を上限とする
被福費加算	940円/人	1回/4月 (1日在籍者)

別紙 福祉保健部原爆被爆者援護課 契約日：令和2年3月24日 契約の名称：長崎県原子爆弾被爆者養護ホームショートステイ事業委託契約

○ ショートステイ委託料単価 (R2.3.24時点)

		単 価(円)
社会的 理 由	生活保護世帯	6,290
	その他の世帯	4,010
私的理由		4,010

別紙 部局名：国保・健康増進課 契約日：平成31年4月1日 契約の名称：平成31年度公費負担医療に関する審査支払に係る契約

項 目	単 価	備 考
医科歯科（9月支払分まで）	74.1円	
医科歯科（10月支払分以降）	75.5円	
調剤（9月支払分まで）	37.7円	
調剤（10月支払分以降）	38.4円	